

## 第4章 使用者の利益を代表する者の範囲の認定及び告示

平成26年において、特定独立行政法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、合計で3件である。

### 1 改正概要

#### (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

農林水産消費安全技術センターの地域センターの「事務所長」を告示から削除するため、5月19日、告示した。

#### (2) 独立行政法人国立印刷局

国立印刷局の工場に新設された「副工場長」を非組合員とするため、7月1日、告示した。

#### (3) 独立行政法人国立病院機構

国立病院機構の「ブロック事務所」の項を告示から削除し、病院に新設された「総括長」、「参事」、「人事又は労務担当の専門職（グループ担当理事部門の者に限る。）」、「人事又は労務担当の主査」及び「人事又は労務担当の係員（グループ担当理事部門に限る。）」を非組合員とするため、7月14日、告示した。

### 2 告示

#### ○中央労働委員会告示第1号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成26年5月19日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの項の農林水産消費安全技術センター地域センターの項中「事務所長」を削る。

#### ○中央労働委員会告示第2号

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の工場の項中「工場長」の次に「副工場長」を加える。

**○中央労働委員会告示第3号**

特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次のように改正する。

平成26年7月14日

中央労働委員会会長 諏訪 康雄

表の独立行政法人国立病院機構の項のブロック事務所の項を削り、同項の病院の項中「部長」の次に「総括長」を、「副総看護師長」の次に「参事」を、「班長（人事又は労務担当の者に限る。）」の次に「人事又は労務担当の専門職（グループ担当理事部門に置く者に限る。）」を、「人事又は労務担当の係長」の次に「人事又は労務担当の主査 人事又は労務担当の係員（グループ担当理事部門に置く者に限る。）」を加える。